

那須塩原市農業委員会

# 第35回総会議事録

令和5年5月25日(木)

西那須野支所300会議室

1. 開催日時：令和5年5月25日（木）午後1時30分～午後2時10分
2. 場 所：西那須野支所300会議室
3. 出席委員：18名

会長	3	君島 良一	委員	11	菊地 寿行
会長職務代理者	2	加藤 拓央	”	13	高瀬 和夫
委員	1	石崎 清	”	14	松本 忠太
”	4	松本 誠治	”	15	室井 孝美
”	5	金田 廣衛	”	17	槌江 栄作
”	6	木下 久雄	”	18	渡辺 秀一
”	7	三本木 直人	”	19	島田 晴子
”	8	秋元 誠	”	20	竹村 文祥
”	9	大田原 重夫	”		
”	10	田淵 徹			

4. 欠席委員：2名 議席番号12番 藤田 一郎委員、16番 江連 節男委員
5. 議事録署名人の指名:議席番号 11番 菊地 寿行委員、13番 高瀬 和夫委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4) 議案第4号 非農地証明願いについて
- 5) 議案第5号 非農地判断願いについて
- 6) 議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 7) 議案第7号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
- 8) 報告第1号 会長専決処分の報告について
- 9) 報告第2号 農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）

7. 事務局職員

事務局長	五十嵐 岳夫	主任 湯田 雅美
局長補佐兼農政係長	戸山 みどり	
農地係長	上野 純宏	

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

議長 ただ今より、那須塩原市農業委員会第35回総会を開会いたします。  
今回の欠席委員は、藤田 一郎委員、江連 節男委員です。現在島田 晴子委員も出席していないようですが、この後遅れて出席すると思います。  
在任委員20名、出席委員18名、過半数となりますので総会は成立していることを報告いたします。  
次に「議事録署名人の指名」を行います。  
議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。  
総会規則に基づき議長が指名することでご異議はございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議席番号11番 菊地 寿行委員と、13番 高瀬 和夫委員を指名いたします。

議長  
田淵 徹委員

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について、田淵 徹委員の報告を求めます。

議案第1号、番号1番について報告します。

農地に賃貸借権を設定する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、5月24日、9時15分頃、申請地で申請人から行いました。

申請地は、那須塩原市立豊浦小学校より南へ約500メートルに位置しております。

譲受人が申請に至った理由は、現在新しい取り組みとしてトマトの生産をやっておりますが、生産量を増やしたいという理由だそうです。

経営状況は、昨年より独立ポッド養液栽培システムを導入することにより、トマトの生産量を上げたく新しく取り組んでいるとのこと。それにより人件費の削減と安定した生産量を確保する計画だそうです。

今回の申請地は現在の生産地に隣接しており生産量アップに最適なために選びました。

申請地の耕作予定は、トマトの生産ということです。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号1番の申請は、許可相当と判断いたしました。以上で調査報告を終わります。

議長  
上野農地係長

番号1番について事務局から補足説明をお願いします。

それでは議案書2ページをご覧ください。

初めに法人形態要件でございますが、法人の概要欄をご覧ください。

借受人は、平成21年11月に設立された株式会社です。

定款及び法人登記簿より株式を公開していないと確認できることから要件を満たしております。

次に事業内容要件ですが、当該法人は直近の売上高の全てが農業売上であり、農業売上高が売上高の過半とする要件を満たしております。

続いて、社員要件の欄ですが、株主名簿により、法人の行う農業への常時従事者が議決権の過半を保有しており、議決権要件を満たしております。

最後に業務執行役員要件の欄ですが、役員の過半が年間150日以上農業の常時従事者であり、そのうち1人以上が直接農作業に従事しておりますので、役員要件も満たされております。

以上のことから、議案第1号番号1番の譲受人は、農地法に規定された農地所有適格法人としての要件の全てを満たしていると確認いたしました。

報告が終わりました。

議長 番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、田淵 徹委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

次に、番号2番について、渡辺 秀一委員の報告を求めます。

渡辺 秀一委員

議案第1号、番号2番について報告します。  
農地を売買する申請です。  
申請内容は、議案書記載のとおりです。  
調査は、5月17日、午前10時頃、申請人宅で申請人から行いました。  
申請地は、穴沢公民館より西へ約30メートルに位置しております。  
譲受人が申請に至った理由は、平成28年に譲渡人の母が亡くなり、それ以降耕作されなかった。譲受人の土地と隣接しているため、譲渡人に相談したところ話がまとまり申請に至りました。  
経営状況は、小型耕運機1台、刈払機1台、自家用野菜を栽培しています。  
申請地の耕作予定は、自家用野菜の栽培だそうです。  
調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。  
また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。  
番号2番の申請は、許可相当と判断いたしました。以上で調査報告を終わります。  
報告が終わりました。  
番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

議長

《特に意見なし》  
無いようですので、渡辺 秀一委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

議長

《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。  
次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

高瀬 和夫委員

番号1番について、高瀬 和夫委員の報告を求めます。  
議案第2号、番号1番について報告します。  
申請地を車庫として利用していることについての追認許可申請です。  
申請内容は、議案書記載のとおりです。  
申請地は、那須塩原市立南小学校より南西へ約650メートルに位置しています。  
申請に至った経緯は、代々酪農業を営んでいます。父が農業用倉庫兼車庫として建築し、一体的に利用していました。現在は主に車庫として利用している既存建物について、農地法の規定の手続きをしていなかった為、本申請に至りました。  
なお、農地法の手続きをせずに父親が農業用倉庫兼車庫として建築したものを、現在は主として乗用車の車庫として利用していました。今後は違反することのないよう十分注意しますとする始末書が添付されています。  
申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上の区域内にあるので、第1種農地区分となります。  
周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、既存集落に接続しての転用であるため、立地基準上問題ありません。  
申請に至った経緯は、申請地は車庫として利用されております。今後は現況のまま利用することとしており、新たな施工はありません。  
周囲の農地との境に傾斜がないため、土砂及び雨水等の流出はありません。  
転用に先立ち、農振農用地からの除外も完了しています。  
現地調査は、5月22日、午前9時10分頃に行いました。  
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。  
番号1番について、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、高瀬 和夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。  
次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長  
三本木直人委員

番号1番について、三本木直人委員の報告を求めます。  
議案第3号、番号1番について報告します。  
資材置場として利用していることについての追認許可申請です。  
売買による所有権の移転も伴います。  
申請内容は、議案書記載のとおりです。  
申請地は、那須塩原市立高林小学校より南東へ約1.4キロメートルに位置しています。  
申請に至った経緯は、譲受人は1963年頃から当該地を土砂置場として使用しており、譲渡人は旧来の知人です。今般譲渡人の相続手続きが終了したことから売買の要請があり今回の申請に至りました。  
なお申請人は農地を転用するには許可が必要であることを知らず、許可を得ないまま資材置場として利用していました。今後は違反することのないよう十分注意しますとする始末書が添付されています。  
申請地の立地状況は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。  
本件は周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設であり、集落に接続して設置されるものであるため、立地基準上問題ありません。  
事業計画は、申請地は土及び砂利等の資材置き場として利用されており、今後は現況のまま利用することとしており、新たな施工はありません。なお隣接農地との境界には土手及び畦畔が設けられており、周辺農地への土砂及び雨水の流出はありません。  
現地調査は、5月23日、午前9時40分頃に行いました。  
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長  
上野農地係長  
議長

番号1番について事務局から補足願います。  
番号1番について補足します。  
本件は常設審議委員会諮問案件となります。以上です。  
報告が終わりました。  
番号1番について、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、三本木直人委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号1番については許可相当とし、常設審議委員会に諮問いたします。

樋江 栄作委員

次に、番号2番及び3番について、樋江栄作委員の報告を求めます。  
議案第3号、番号2番について報告します。  
売買による所有権の移転により一般住宅として転用するための申請です。  
申請内容は、議案書記載のとおりです。  
申請地は、JR那須塩原駅より南へ約700メートルに位置しています。  
申請に至った経緯は、現在はアパートに妻と二人で住んでいますが、将来の為に持ち家を建てることとしまして、土地を探していたところ、申請地は上下水道に接続ができ勤務先へのアクセスも良く近くに駅やスーパーもあり最適地であるということから本申請に至りました。  
申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。  
事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。  
上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。  
申請地周辺に農地がないため、周辺農地への影響はありません。  
現地調査は、5月23日、午前10時頃に行いました。  
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。  
議案第3号、番号3番について報告します。

樋江 栄作委員

売買による所有権の移転により建売分譲地として転用するための申請です。  
申請内容は、議案書記載のとおりです。  
申請地は、JR那須塩原駅より南西へ約1キロメートルに位置しています。  
申請に至った経緯は、申請地は、幹線道路や駅、学校、スーパーが近くにあり、住宅として最適であることから本申請に至りました。  
申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。  
事業計画は、申請地に建売分譲住宅を3棟建築する内容となっています。  
上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。  
申請地周辺に農地がないため、周辺農地への影響はありません。  
現地調査は、5月23日、午前9時50分頃に行いました。  
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。  
まず、番号2番について、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、樋江 栄作委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。  
次に、番号3番について、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、樋江 栄作委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

菊地 寿行委員

《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。  
次に、番号4番について、菊地 寿行委員の報告を求めます。  
議案第3号、番号4番について報告します。  
贈与による所有権の移転により、一般住宅として転用するための申請です。  
申請内容は、議案書記載のとおりです。  
申請地は、那須塩原市立南小学校より南西へ約650メートルに位置しています。  
申請に至った経緯は、現在私は実家の酪農を手伝い、妻と子供と両親で暮らしていますが、建物が古く老朽化が進んでおり、子供達の進学を機に父所有の土地を譲り受け住宅を建築し生活環境の安定を図るため申請に至りました。  
申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。  
本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。  
事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。  
水道は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽により処理します。  
雨水排水は敷地内地下浸透槽を設置し処理します。  
周囲に小堰堤を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。  
転用に先立ち、農振農用地からの除外も完了しております。  
現地調査は、5月22日、午前9時15分頃に行いました。  
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班ともに許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。  
番号4番について、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、菊地 寿行委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。  
次に、議案第4号「非農地証明願いについて」を議題といたします。

議長 番号1番について、金田 廣衛委員の報告を求めます。

金田 廣衛委員 議案第4号、番号1番について報告します。  
非農地証明の願い出です。  
願い出の内容は、議案書記載のとおりです。  
願い出地は、狩野公民館より南西へ0.3キロメートルに位置しています。  
現地調査は、5月22日、午前9時30分頃に行いました。  
願い出地は、樹木や篠が繁茂している状況です。20年以上耕作されなかったことを証する書類として、地域住民の証言として隣接農地の耕作者から聞き取り調書が添付されています。  
提出書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。  
以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、非農地証明願は証明相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。  
番号1番について、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、金田 廣衛委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》

議長 異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。  
次に議案第5号「非農地判断願いについて」を議題といたします。

木下 久雄委員 番号1番について、木下 久雄委員の報告を求めます。  
議案第5号、番号1番について報告します。  
非農地判断の願い出です。  
願い出の内容は、議案書記載のとおりです。  
願い出地は、那須塩原市役所本庁舎より南へ約2キロメートルに位置しています。  
現地調査は、5月23日、午前10時10分頃に行いました。  
願い出地は山林となっております。  
現地を確認した結果、願い出地には樹木等が繁茂し山林化しているため、農地への復元が困難であり、今後農地として利用することが見込まれないため、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。  
以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、対象地は非農地相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。  
番号1番について、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、木下 久雄委員の報告は非農地相当ですが、ご異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》

議長 異議なし多数と認め、番号1番については非農地とすることに決しました。  
次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。

上野農地係長 事務局の説明を求めます。  
議案第6号について、説明します。  
農業経営基盤強化促進法の規定によりまして、農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。  
議案書8ページから13ページまでが「利用権設定関係」の案件で23件、合計面積は144,846平方メートルとなります。この内11ページから13ページまでの12件、44,086平方メートルが中間管理事業の対象となります。続いて14ページ、15ページが「所有権移転関係」の案件で5件、面積は、61,615平方メートルとなります。調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただきましたが、全ての案件で問題がないとの回答であったことから、事務局としても市長への回答は決定として問題無いと考えます。

議長 説明が終わりました。  
このことについて、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、事務局説明のとおりで、ご異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》

議長 異議なし多数と認め、議案第6号は原案のとおり決定しました。  
議案第7号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

戸山局長補佐 別冊1をご覧ください。  
農業委員会等に関する法律（法第37条）の規定に基づき、農業委員会の最適化活動の実施状況の公表を行うため、「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況 その他 事務の実施状況の公表（案）」について、次のとおり決定を求めるものです。  
それでは、1ページを御覧ください。  
内容は、令和4年度の目標及び活動に対する点検・評価になります。  
令和4年度の「実績」、「目標及び活動に対する点検結果」について、項目がグレーの部分を中心に御説明いたします。  
ローマ数字のⅠ、農業委員会の状況についてです。  
令和4年4月1日現在の状況を記載しております。  
総農家数等は、直近の農林業センサスの結果を記載しております。  
2ページを御覧ください。  
ローマ数字Ⅱ、最適化活動の実施状況についてです。  
③の実績をご覧ください。  
今年度の集積面積は162.0ヘクタール  
今年度末の集積面積累計は5757.0ヘクタール  
目標に対する達成状況は、101.4パーセントとなります。  
農業委員会の点検結果は、目標に対し期待を上回る結果を得ました。農地の出し手、受け手を把握する為関係機関と連携し営農状況、営農意向の把握を推進するとなります。  
3ページを御覧下さい。  
(2)遊休農地の発生防止解消についてです。  
③の実績をご覧ください。  
ア、既存遊休農地の解消について  
A・緑区分の遊休農地の解消  
今年度の緑区分の遊休農地解消実績面積は1.6ヘクタールで目標に対する達成状況は76.2パーセントです。  
B・黄色区分の遊休農地解消  
黄色区分の遊休農地解消に向けた、工程表の策定状況については、策定は行わなかったです。  
イ、新規発生遊休農地の解消  
前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積はありませんでした。  
④その他  
農地の利用状況調査をした内容結果になります。  
農業委員会の点検結果は概ね目標通りの結果が得られたが、農家の高齢化や後継者不足等により、遊休農地を解消する面積より発生する面積が多くなる年がある。遊休農地解消の緊急対策事業等を活用し関係機関と連携し、遊休農地解消を図る必要があるといたしました。  
4ページを御覧ください。  
(3)新規参入の促進についてです。  
③の実績をご覧ください。  
新規参入者への貸付等について、農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積が1.3ヘクタールになります。目標に対する達成状況は、2.8パーセントとなり、農業委員会の点検結果が目標に対し下回る結果となり目標は達成出来なかった。

目標達成に向け関係機関と連携し、新規参入者への貸付等が出来る農地の把握と周知については更なる検討が必要であるとしました。

5ページをご覧ください。

## 2、最適化活動の活動目標

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たり、月8日としました。

(2)活動強化月間の設定について

目標通り実績の方も設定回数3回で取り組みは、11月、12月、1月に取り組みを行いました。

(3)新規参入相談会への参加

目標を1回定めました。6ページをご覧ください。昨年度は参加0回となります。

下の目標達成状況の評語になります。こちら全体の成果に対する評語になります。

目標に対して期待通りの結果が得られた。推進委員等の年間の活動記録等をもとにし、点検評価をした結果で、評語との該当する推進委員等の人数を記入しております。

7ページをご覧ください。

ローマ数字Ⅲ事務の実施状況についてです。

1、総会、部会の開催実績については、毎月1回ずつ行っております。

2、農地等第3条に基づく許可事務につきましては、1年間の処理件数が58件でした。内許可件数58件です。

実施状況で標準的な処理期間を40日に設け、処理期間平均が25日です。

3、農地転用に関する事務について。

権限移譲の状況についてはすべて該当しております。1年間の処理件数は99件、内許可相当件数が99件。標準処理期間として、申請から30日、平均25日です。

4、違反転用への対応について

現状、9530.0ヘクタール。違反転用面積は0。違反転用解消の為に実施を行っている活動内容は、地域部会や地区担当委員による巡回、農地転用等の現地調査の際に合わせて農地パトロールを実施。農業委員会だよりによる農業者等への周知を行っております。実績として解消面積は0ヘクタールでした。

説明は以上となります。この内容で公表してよろしいか、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明のとおりで、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第7号は事務局報告のとおりとします。

議長 次に、報告第1号「会長専決処分の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

上野農地係長 追加資料別冊2の1ページをご覧ください。

県農業会議に諮問し、許可相当の意見返答があったものについて、会長の専決許可処分をした案件は、5条許可が3件で他法令と同日許可としております。

以上です。

議長 報告が終わりました。

このことについて、ご意見ございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第1号を終わりにします。

議長 次に報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

戸山局長補佐 別冊3をご覧ください。報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）」を御説明いたします。

この報告は、相続等が原因で農地の権利移動があった場合、農地法第3条の3の規定

に基づき農業委員会に届出が必要とされておりますが、4月の届出の受理状況につきまして、御報告するものです。

4月は、相続を原因とした権利移動の届出を4件受理しました。いずれも相続後の耕作に支障はないということで、農業委員会によるあっせんを希望する人はおりませんでした。

報告は以上です。

議長

説明が終わりました。

このことについて、ご意見ございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第2号を終わりにします。

以上で全ての議事が終了いたしました。

慎重にご審議いただきありがとうございました。

これをもちまして、那須塩原市農業委員会 第35回 総会を閉会いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

議席番号

1 1 番

---

議席番号

1 3 番

---